

【相談 40】医師の説明を黙って録音すれば盗聴になりますか？

キーワード：盗聴、無断録音、違法収集証拠

患者です。

自分の病状及び手術に関する医師の説明内容を録音したいのですが、以前に A 病院で録音希望を申し出たところ、露骨にイヤな顔をされて録音を拒絶された経験や、B 病院では、録音を快諾してもらったものの、(私の気のせいかもしれませんが) 担当医の態度が録音を申し出る前と後では違い、担当医との関係がぎこちなくなってしまった経験から、今度行く C 病院では医師には黙って録音したいと考えています。この行為は「盗聴」になるのでしょうか。また、「盗聴」は証拠にならないと聞いたことがあります。万が一、医療事故が起きて訴訟になった場合、これを証拠として提出しても採用されないのでしょうか。

【回答】

まず「盗聴」とは、他人間の言葉のやりとりを当事者に無断でひそかに聴くことをさします(『法律学小辞典第 4 版補訂版』934 頁)。相談のケースは対話の当事者である患者が対話の相手方である医師に無断で録音するケースですから、盗聴ではありません。盗聴はプライバシーや通信の秘密に対する侵害であって、民法上の不法行為を構成する場合があります。

捜査機関が、一定の犯罪の捜査目的で電話の通信を傍受する場合には裁判官の令状が必要で(通信傍受法)、その手続きに違反があれば「違法収集証拠」として訴訟から排除されるというのが刑事訴訟の原則です。もっとも最高裁判所は、違法収集証拠について全て証拠から排除するのではなく、「重大な違法」があり、「違法な捜査の抑制」の見地から必要ときは証拠能力を否定する(証拠として用いることができない)という立場をとっています(最高裁判所昭和 53 年 9 月 7 日判決刑集 32 卷 6 号 1672 頁)。

民事訴訟の証拠法則は刑事訴訟ほど厳格ではありませんが、証拠が著しく反社会的な手段を用いて、人格侵害を伴う方法により収集されたときには、証拠能力を否定すべき場合があるとした下級審の判決があります(東京高裁昭和 52 年 7 月 15 日判決判例時報 867 号 60 頁・判例タイムズ 362 号 241 頁)。この事件では、無断録音について、人格権侵害は認めたとうえで、著しく反社会的な手段とはいえないとして証拠能力を認めました。

相談のケースでは、医師に無断で患者が録音していますから、医師の人格権(会話を無断録音されない権利)を侵害しているとはいえますが、診察室での会話を録音することが「著しく反社会的な手段」とまではないでしょうから、民事訴訟の証拠としては認められる可能性は高いといえるでしょう。

(回答者：平野哲郎 立命館大学法学部教授)